

田植えを行いました。当日のご指導をはじめ、準備等ありがとうございました。

6月22日(土)に田植えを行いました。天候にも恵まれて、楽しく行うことができました。当日は、宇都宮PTA会長様をはじめ、阪本様、内村様を迎えて、田植えのご指導をしていただきました。また、この日までに、水の調整や代掻き、苗のお世話など吉岡様をはじめたくさんの方々にお世話になりました。坂梨様からは、田植えだこの差し入れがあり、みんなでおいしくいただきました。



また、田植えの後には、水防避難訓練を行いました。大雨で白川や井手が氾濫するかもしれないという想定をし、大雨警報に引き続き土砂災害警戒情報が出たというもとの、保護者の引き渡しを迅速に行う訓練をしました。子どもたちは、すばやく体育館に集合し、迎えに来られた保護者へ全員、無事に引き渡すことができました。実際に起きた場合、いろんな状況が考えられます。臨機応変に、命を守ることを第一に対応していきます。

校内童話発表会を行いました。みんなよく頑張りました。

6月24日(月)に、校内童話発表会を行いました。1年：上村よつ葉さん、2年：馬場賢真さん、3年：西村春陸さん、4年：小西啓太さん、5年：錦戸瑠希さん、6年：廣瀬夢乃さんの6名が代表で発表しました。

全員、選んだ童話を全部覚えて、しっかりと発表できました。大変すばらしい発表でした。発表後には、聴いていたお友達から、「長い文章なのに、全部おぼえていてすごいと思いました。」とか「とても良かったです。」などの感想が出されました。みんなよく頑張りました。



小規模特認校制度の住民説明会が行われました。

大津東小学校で学ぶという選択肢
大津町立小学校の小規模特認校制度を導入します

大津東小学校の特色

地域が主体となった活動
[特許学童が楽しい「鷹の子農業」や「ぼんぼり」など地域の皆さんが主体となった活動があります。今年度から毎週金曜日の空母基地にみんなで遊園地を兼ねた「鷹子園」が設けられます。

地域と連携した体験活動
大津町内の伝統行事である「牛鹿い」など町内での伝統文化や自然を生かした体験活動を行っています。地域の皆さんの交流も多く、通学朝には地域の大人に先導されながら行っています。

縦割り班による異学年交流活動
1年生から6年生まで、縦割り班に分かれて、異学年交流活動を行います。1年生も年長と一緒に運動をしたり、運動大会と一緒に行事を行います。縦割り活動により、学年を超えた交流が生まれています。

一人一人が主役になれる学習行事
運動会や学習発表会など、一人一人が主役になれる機会が多くあります。例えば、「二対一の個人戦」では、学年を超えて試合をします。児童の個性が十分に発揮される機会が多くあります。

小規模校だからできること
大津東小学校の児童数は40人です。児童が少ないからこそ、一人一人に時間をかけて接することができます。校務の一元化に合わせた個別の指導やサポートをすることができます。また、全小規模校で児童が10人未満の担任です。児童の個性が十分に発揮されています。「鷹子園」など、地域の大人から支援を受けて行う行事もあります。教育のコミュニティが広がります。

小規模校、大規模校 それぞれに良さがあります
町内の小規模校は、7校ともにそれぞれが特色のある教育活動を行っています。小規模校には小規模校の良さが、大規模校には大規模校の良さがあります。この両方を、大津東小学校で実現できる。互いにメリットがある両方を、大津東小学校で実現できる。大津東小学校の良さを、町内全体に広げたい。まずは説明会に参加して見ませんか。

説明会を開催します
この制度について詳しく内容が分かる説明会を開催します。少しでも興味のある方は、ぜひ説明会にご参加ください。説明会の参加費は無料です。

○日時
6月21日(土) 午後7時から
6月22日(日) 午後10時から
両日とも随時開催予定です。

○場所
オーブスプラザ 2階
みれぬいホール

○問い合わせ
大津東小学校 学務課
☎096-1251-3346

(大津町広報誌6月号から抜粋)

大津町広報の6月号(2019年)に、大津東小学校に小規模特認校制度が認められたことが掲載されていました。いよいよ、特認校制度のスタートです。これまで、何回も討議を重ねられ、最終的に大津町議会で承認されました。東校区協議会及び大津東小学校PTAと一緒に子どもたちの気持ちや保護者、地域住民の皆様の意見をまとめられてきた数年間の努力が実りました。説明会には合計30名ほど参加されていました。

人権学習コーナー

親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立しました。

悲しいことですが、親が子どもを虐待し、子どもが尊い命をなくしてしまうという事件が起きています。これを受けて、国会でも審議され、親の体罰禁止法が成立しました。

子どもの権利条約というものがあります。これを日本が批准して30年を迎えます。(1990年9月21日批准)たとえば、第19条(虐待などからの保護)には、「親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。」とあります。当たり前のことですが、それができていない状況を防いでいく必要があります。体罰(暴力・暴言)のない社会を、私たちはつくっていきましょう。